

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 3 回点検結果（概要）

1 物質フロー指標及び取組指標の進捗状況

資料 2 - 3 参照

2 各主体の取組状況の評価と課題

(1) 国民の取組状況の評価と課題

ライフスタイルの変革等により、目標達成を維持することが重要。

意識を行動につなげるために消費者の行動パターンを考慮した仕組みの構築などが重要。

地域の環境に関心を持ち、循環型社会づくりの取組に参加・協力することが重要。

(2) NPO/NGO、大学等の取組状況の評価と課題

先進的な取組、情報収集や専門的知識の発信がなされている。

地域における関係者の連携は広がってきているが連携・協働の余地はある。

コミュニティ・ビジネスなどの活動については少なく、また継続性、発展性が課題。取組の効果の評価も行いながら進めることが重要。

(3) 事業者の取組状況の評価と課題

経団連は、新たな環境自主行動計画の目標の達成に向けて 3 R に取り組むこと、各業種の独自指標については、国民に分かりやすいものとするのが重要。

取引先の選択を含むサプライチェーンの各段階での環境配慮の徹底、川上 - 川中 - 川下の連携が重要。静脈物流については、サプライチェーンの各段階との連携を更に強化しながら、循環資源を再生利用等しようとする者に適切に供給されるよう構築、発展を図っていく必要。

循環資源の収集・運搬や再生利用について、情報の集積等によりさらにシステム化を図り、集荷及び回収量を増加させ、再生利用の経済効率性を高める一方、循環資源の受け入れ先を拡大するなど需要と供給の増加が図られるようさらに多様な形で連携・融合を進めることが重要。

消費者への正確な情報提供と情報の透明化を進める必要。

循環資源の中には、利用先が限定的であり、減量化、リサイクル等も限界に達しつつあるとされるものもある。また、経済のグローバル化に伴い、高品位な循環資源が海外へと流出している場合もある。そのため、官民一体となって、発

生抑制等を進めつつ、国内における安定的な循環利用先の確保、循環利用製品の利用拡大及び技術開発等を進めることが重要。

(4) 地方公共団体の取組状況の評価と課題

地方公共団体が地域の中核となって取組を積極的に進めることが重要。

地域づくりにおいて、廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、3Rの推進について地方公共団体において利用できる手法を積極的に活用することも重要。

地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な地域循環圏の構築を考慮しつつ、地域における循環型社会形成推進のための基本計画を策定し、評価、必要な見直しに努めることも必要。

3 国の取組状況の評価と課題

国内における取組状況の評価と課題

(1) 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開

ア 低炭素社会との統合的取組

循環型社会づくりと低炭素社会づくりの取組の相乗効果(シナジー)を最大限に発揮するよう取り組むことが重要。

循環基本法に定める優先順位を基本として循環的な利用を行う必要。その際、より効率的、効果的に3Rを推進するため、LCAの観点の強化、わかりやすい形で情報提供が必要。

循環型社会づくりと低炭素社会づくりの統合的取組の視点を考慮しながら推進することが重要。

国内で生産されたバイオマスについては、循環基本計画のほか、バイオマス活用推進基本計画等に基づき引き続き利活用を進めることが必要。

イ 自然共生社会との統合的取組

COP10を踏まえ、新たな利用技術の開発等による資源の循環利用の促進などを進め、全国の里地里山の保全と活用を推進していく必要。また、3Rが金属等の天然資源の採取を抑制し、廃棄物の最終処分場を減らすこと等により、森林伐採や野生生物の生息地の減少を抑制することとなり、生物多様性保全に寄与するという認識に基づき、統合的な取組を進めていくことが重要。

バイオマスを利活用し、自然界での再生が不可能な資源の利用を抑制する取組を引き続き進めていく必要。

環境負荷低減に配慮しながら、統合効果を把握する方法の検討も行いながら、取組を広げていくことが必要。

(2) 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり

地域循環圏の形成については、行政区域レベルにおける基盤整備として地域活性化につながるような最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定と、循環資源の性質に応じた適切な規模の地域循環圏の構築という、2つの側面に留意しつつ、地域循環圏の高度化や更なる発展のための方針について検討する必要。

ア 地域循環圏の構築の基盤整備としての地域循環圏計画について

地域循環圏計画の策定、地域における循環型社会づくりの方針を示した基本計画等の策定及び検証・見直しを引き続き進める必要。地域での関連する計画等と連携を図り、効果的な施策の実施につなげることが重要。

イ 循環資源の性質に応じた地域循環圏の構築について

(バイオマス系)

都道府県や市町村が中心となって、循環基本計画やバイオマス活用推進基本計画等に基づき、関係者の連携の下で取組を進めるべき。

(製品系、枯渇性資源系)

個別リサイクル法等の着実な執行を進めることが重要。使用済製品中の有用金属の再生利用をさらに進めるために、循環利用、希少資源の確保の両面からシステム等の高度化を図る必要

(3) 一人一人のライフスタイルの变革

国民の循環型社会に対する高い関心を具体的な行動に発展させるべく、環境教育・環境学習に取り組みつつ、経済的手法の活用や効果の見える化を進め、消費者の行動パターンを考慮した仕組みの構築など分かりやすく、国民の自主的な行動につながる取組を行っていくことが重要。

(4) 循環型社会ビジネスの振興

信頼性確保を図りつつ、再生品等の品質等を向上させながら、3Rに取り組むことが重要。環境負荷削減効果など分かりやすい情報提供を図り、循環利用製品の需要を発掘していくことも不可欠。

優良な廃棄物業者、リサイクル業者などを育成するとともに、モデルとなるようなシステムについての検討も進めることが必要。

循環型社会づくりを通じて日本経済の成長につなげるため、世界に通用する静脈産業の育成を進める必要。

(5) 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実

あらゆる廃棄物等はすべて資源であるという認識の下、有用な資源を有効に活用する循環の取組を進めるための仕組みが重要。廃棄物等の発生抑制につながる上流対策、主体間連携、役割分担などに着目しながら、不法投棄の防止等の適正処理は確保しつつ、循環型社会の構築に向けた制度等の検証を行っていくことも必要。

個別リサイクル法の成果については、物質フロー指標と取組指標をつなぐものであることから、その成果に引き続き着目し、目標等については、適宜評価を行うことが必要。

使用済小型電気電子機器のリサイクル及び使用済製品中の有用金属の再生利用について検討を行う必要。

循環資源の利用先の品質の確保も十分に取り組む必要。

有害性や処理の困難性に照らして、特別の対応が必要な物質については、法令遵守の徹底を図るとともに、科学的知見を最大限に活用しつつ、適正処理等の仕組みの充実を図ることを検討していくことが重要。

(6) 3Rの技術とシステムの高度化

技術開発、技術の普及を進める必要。特に、上流の取組強化、サプライチェーン企業間の連携強化などに資する技術、デマンドサイドの取組との連携も進めながら、循環資源の最終製品への利用など水平リサイクルの強化を進めることが不可欠。

携帯電話や小型家電など、製品が廃棄・使用済みとなった後に循環利用されるための技術、システムの高度化を図っていく必要。

(7) 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成

廃棄物統計の早期化を進めつつ、その精度を高めていくことが重要。

国民、消費者の目線に立って、取組の効果等の情報提供が重要。

循環ビジネスを担う人材の育成を引き続き進めるとともに、専門的な知識を有する人材育成、活用が重要。

国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況の評価と課題

(1) 我が国の制度・技術・経験の国際展開

アジアにおける3R国家戦略策定支援を継続していくことが必要。

各国の廃棄物・リサイクルに関する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や必要とされている技術等のニーズを把握し、各国の状況に応じた循環型社会

形成支援のためのプロジェクト、能力開発等を行っていくことが重要。

我が国の先進的な廃棄物処理・リサイクル技術に関連する制度とともにパッケージ化し、対象地域への導入支援を行うことが重要。

(2) 東アジア全体などでの資源循環の実現

アジア3R推進フォーラムは、アジアにおける国際的な資源循環に関する政策対話、連携の場としての機能を発揮しており、継続して開催していく必要。

国際的な枠組みにおいても、3R・廃棄物管理についての取組が進められ、引き続き我が国もこれらの取組に貢献することが必要。

我が国とアジア各国との間で二国間の枠組みの中で、個別具体的に支援を行っていくことが重要。

「東アジア循環型社会ビジョン」の策定を視野に入れつつ、アジアにおける適切な資源循環に関する国際協同研究を引き続き推進し、東アジアにおける適切な資源循環の枠組を模索するとともに、成果をアジア3R推進フォーラム等の場で共有し、東アジア地域での循環型社会形成において、我が国が引き続き主導的役割を担うことが必要。

アジア地域における有害廃棄物の不法輸出入を防止するため、各国との連携を強化することによりアジアにおける条約実施能力を向上させることが重要。

国際的な資源循環の観点から、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な廃棄物を、国内における適正処理が確保されている限りにおいて、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理していくことが重要。

廃棄物等の輸出入では引き続き水際での対策を実施することが必要。

今後も国際的な資源循環を実現していくために、廃棄物管理の輸出入に係る制度等を随時検証していく必要。

(3) アジア3R研究・情報ネットワークと共通ルールの構築

アジアにおける循環型社会形成のためには、3Rに関する技術・政策情報を普及するための知識・情報基盤である3Rナレッジハブに対し、研究成果や優良事例等のコンテンツ収集等の支援を引き続き行っていくことが重要。

(4) 3Rイニシアティブのさらなる展開

3Rイニシアティブのさらなる展開を図っていくことが必要。

「持続可能な資源管理に関する国際パネル」を支援するとともに、発表されたレポートを広く普及・啓発していくことが必要。

我が国の物質フロー指標に関する研究、政策両面での進んだ経験を活かし国際的に共通な指標の策定を推進していくことが必要。

4 今後の展開の方向

循環型社会の構築に向けて、政府全体として、以下について重点を置きつつ、取組を推進することが必要。

物質の「量」に着目した取組はもちろんのこと、「質」の面にも着目して循環型社会が構築するよう検討を行うこと。循環資源の輸出量が増加傾向にあることから、できる限り循環資源を国内で利用することを旨としながら、循環資源を輸出する場合には循環資源に付加価値をつけて輸出する等により資源生産性の向上に寄与することに留意しつつ、循環資源の輸出入を注視すること。

循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組を進めること。3Rの効果の見える化など国民に分かりやすく情報提供を行いながら3Rの取組を進め、再使用、再生利用できない場合にはできるだけ効率的な形で廃棄物発電等の熱回収の取組を進めること。バイオマスについては低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの観点からも引き続きその利活用の徹底を図ること。3Rによる金属等の天然資源の摂取の抑制等が、森林伐採や野生生物の生息地の減少を抑制することとなり、生物多様性の保全に寄与する点等にも留意して、自然共生社会との統合的取組のうち、バイオマス以外の取組についても強化を図ること。

循環利用先の限界や社会のすう勢等を考慮し、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿及び必要な政策の方向性の検討を進めること。併せて、達成に必要な条件や評価のための指標の検討を進めること。

発生抑制、再使用や循環資源を活用した製品の利用促進に係る施策についてはこれまで以上に取り組み、効果の見える化や国民が取り組みやすい仕組みの構築等を進めること。

地域循環圏の構築については、地域循環圏の高度化や更なる発展のための戦略的な方針を検討すること。特に循環資源の性質に応じた複層的な地域循環圏の構築を目指すこと。

循環型社会づくりを通じて、環境と成長の両立、グリーン・イノベーション

による、「元気な日本」復活につなげること。日系静脈産業メジャーの育成とその海外展開支援、国内静脈産業ビジネスの基盤強化など世界に通用する静脈産業の育成、支援を行うなど、景気変動に左右されない強い循環型社会ビジネスを育成すること。

アジア、さらには世界の循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムやCSD及び二国間協力等の枠組みを活用し、国際機関等と協力して3Rについての理解を広め、3R・廃棄物処理制度構築支援等、具体的なプロジェクトや知識・情報共有、人材育成等を進めていくこと。